



# 三重県公報

令和4年4月22日(金)

第 305 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
40	三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則	(水産振興課)	3
<b>告 示</b>			
217	包括外部監査契約を締結した旨	(総務課)	3
218	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当させる機関の指定	(地域福祉課)	4
219	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
220	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
221	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
222	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当させる機関の指定	(同)	5
223	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
224	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
225	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
226	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(障がい福祉課)	6
227	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出	(同)	6
228	令和4年度自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項	(市町行財政課)	6
229	農産物検査法の規定による地域登録検査機関からの登録事項の変更の届出	(農産物安全・流通課)	7
230	内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更の認可	(水産資源管理課)	7
231	同件	(同)	8
232	同件	(同)	8
233	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(中小企業・サービス産業振興課)	8
234	同件	(同)	9
235	同件	(同)	10
236	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	10
237	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	11
238	都市計画事業の事業計画の変更認可	(下水道事業課)	11
239	特定計量器の定期検査の実施	(計量検定所)	11
<b>公 安 委 告 示</b>			
10	警備員指導教育責任者講習の実施	(公安委員会)	12
<b>公 告</b>			
	農用地利用配分計画の認可	(担い手支援課)	14

土地改良区役員の就任の届出	( 農 地 調 整 課 )	15
土地改良区役員の退任及び就任の届出	( 同 )	15
同件	( 同 )	15
同件	( 同 )	16
同件	( 同 )	17
同件	( 同 )	17
土地改良区の定款変更の認可	( 同 )	17
同件	( 同 )	18
同件	( 同 )	18
同件	( 同 )	18
同件	( 同 )	18
公共測量が終了した旨の通知	( 公 共 用 地 課 )	18
同件	( 同 )	18
<b>特 定 調 達 公 告</b>		
随意契約の相手方を決定した旨	(デジタル改革推進課)	18
落札者を決定した旨	( 企 業 庁 )	19
同件	( 病 院 事 業 庁 )	19
同件	( 教 育 委 員 会 )	19
同件	( 同 )	20
同件	( 同 )	20
一般競争入札を行う旨	( 警 察 本 部 )	20
随意契約の相手方を決定した旨	( 同 )	23

規 則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布します。

令和四年四月二十二日

三重県知事 一 見 勝 之

三重県規則第四十号

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

三重県沿岸漁業改善資金貸付規則（昭和五十四年三重県規則第五十五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等）</p> <p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和五年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>	<p>（沿岸漁業改善資金の種類、貸付けの内容、貸付け限度額及び償還期間等）</p> <p>第二条 県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類、貸し付けの内容、貸付限度額及び償還期間等は、別表のとおりとする。なお、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者で、その主要な事業用資産について浸水、流失、滅失、損壊その他これらに準ずる損害を受けたこと又はその生産物（その加工品を含む。）に係る売上げが東日本大震災により平年の売上げに比して相当程度減少したことの証明を市町長その他相当な機関から受けたもので、原子力災害（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者においては、東日本大震災特財法及び東日本大震災特財令に基づき東日本大震災の後令和四年三月三十一日までに県の貸し付ける経営等改善資金、生活改善資金及び青年漁業者等養成確保資金のそれぞれの種類及び貸付けの内容ごとの償還期間及び据置期間は、いずれも別表の償還期間等の欄に掲げる期間をそれぞれ三年延長して適用するものとする。</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和四年四月一日から適用する。

告 示

三重県告示第 217 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 36 第 1 項の規定により、次のとおり包括外部監査契約を締結しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 包括外部監査契約の期間の始期  
令和4年4月1日
- 2 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の額の算定方法  
基本費用の額並びに執務費用及び実費の額の合算
- 3 包括外部監査契約を締結した者の氏名及び住所  
氏名 神谷 研  
住所 愛知県碧南市鷺塚町5丁目23番地
- 4 包括外部監査契約を締結した者に支払うべき監査に要する費用の支払方法  
監査の結果に関する報告の提出後に一括払とする。ただし、業務の実施上必要と認めるときは、概算払をすることができる。

**三重県告示第 218 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町 11-33	令和 3 年 9 月 24 日
一志ささベクリニック	津市一志町高野 229-1	令和 4 年 4 月 1 日
在宅・総合診療スマイルクリニック	志摩市浜島町浜島 1779-11	令和 4 年 4 月 1 日
めいわユアデンタルクリニック	多気郡明和町大字中村 1223 イオン明和店 1F	令和 4 年 3 月 1 日
アクア薬局浜島店	志摩市浜島町浜島 1780-7	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション こころ	四日市市東坂部町 53 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護リハビリステーション Green	四日市市采女町 2997 番地 122	令和 4 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション かふう	松阪市市場庄町 1373 番地	令和 3 年 7 月 1 日
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション松阪	松阪市新町 810 番地 1 3 階	令和 4 年 4 月 1 日

**三重県告示第 219 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町 11 番 33 号	令和 3 年 9 月 23 日
さくら歯科医院	多気郡明和町大字中村 1223 番地イオン明和ショッピングセンター内	令和 4 年 2 月 28 日

**三重県告示第 220 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
玉垣歯科医院	鈴鹿市南玉垣町 6771	令和 4 年 3 月 1 日

**三重県告示第 221 号**

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
中嶋歯科医院	津市一身田上津部田 1337 番地 12	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 222 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町 11-33	令和 3 年 9 月 24 日
一志ささベクリニック	津市一志町高野 229-1	令和 4 年 4 月 1 日
在宅・総合診療スマイルクリニック	志摩市浜島町浜島 1779-11	令和 4 年 4 月 1 日
めいわユアデンタルクリニック	多気郡明和町大字中村 1223 イオン明和店 1F	令和 4 年 3 月 1 日
アクア薬局浜島店	志摩市浜島町浜島 1780-7	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション こころ	四日市市東坂部町 53 番地 1	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護リハビリステーション Green	四日市市采女町 2997 番地 122	令和 4 年 3 月 1 日
訪問看護ステーション かふう	松阪市市場庄町 1373 番地	令和 3 年 7 月 1 日
メディケア・リハビリ訪問看護ステーション 松阪	松阪市新町 810 番地 1 3 階	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 223 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
朝日皮膚科	鈴鹿市白子本町 11 番 33 号	令和 3 年 9 月 23 日
さくら歯科医院	多気郡明和町大字中村 1223 番地イオン明和ショッピングセンター内	令和 4 年 2 月 28 日

三重県告示第 224 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
玉垣歯科医院	鈴鹿市南玉垣町 6771	令和 4 年 3 月 1 日

三重県告示第 225 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
中嶋歯科医院	津市一身田上津部田 1337 番地 12	令和 4 年 5 月 1 日

三重県告示第 226 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	指 定年月日
薬局	一志調剤薬局 高野店	津市一志町高野 226 番地 7		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護	スマイルホーム伊勢訪問看護事業所	伊勢市本町 16-5		訪問看護	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護	メディケア・リハビリ訪問看護ステーション松阪	松阪市新町 810 番地 13 階		訪問看護	令和 4 年 4 月 1 日

三重県告示第 227 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により、次のとおり育成医療又は更生医療に係る指定自立支援医療機関から名称及び所在地の変更の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一見勝之

医療機関の種別	医療機関の名称	医療機関の名称及び所在地		標ぼうしている診療科目	担当しようとする医療の種類	変 更年月日
		変更前	変更後			
薬局	みくも調剤薬局	みくも調剤薬局	健やか薬局みくも店		薬局	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護	ヨハナ訪問看護ステーション	桑名市江場町 776-1	桑名市さくらの丘 1 番地		訪問看護	令和 3 年 11 月 1 日

三重県告示第 228 号

自衛隊法施行令（昭和 29 年政令第 179 号）第 114 条及び第 117 条第 1 項の規定（同令第 118 条においてその例によることとされている場合を含む。）により、自衛官候補生の募集期間、採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり告示します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一見勝之

1 募集区分

募集種目		試験種目	
自衛官候補生	男女	筆記試験（国語、数学、地理歴史及び公民、作文）、口述試験、適性検査及び身体検査	

2 募集期間、試験期日及び採用時期

募集期間	試験期日		採用時期
令和 4 年 4 月 28 日（木）まで	筆記試験及び適性検査（Web 試験方式）		令和 5 年 3 月下旬から 4 月上旬
	令和 4 年 5 月 8 日（日）～5 月 10 日（火） （任意の 1 日の 8:00～18:00 の間）	口述試験及び身体検査	

3 応募資格

日本国籍を有し、採用予定月の 1 日現在で 18 歳以上 33 歳未満の男女（32 歳の者にあつては、採用予定月の 1 日から起算して 3 月に達する日の翌月の末日現在、33 歳に達していない者に限る。）。ただし、次に該当する者を除く。

- (1) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (2) 法令の規定による懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者

- (3) 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

4 試験場の名称及び住所

試験場の名称及び住所		備 考
筆記試験及び適性検査	口述試験及び身体検査	※ Web 試験に必要なインターネットの環境のない応募者は、下表の指定された場所でWeb 試験を受験するものとする。
受検者の任意の場所 (※)	陸上自衛隊久居駐屯地 津市久居新町 975	

5 志願受付場所の名称及び住所

(1) 次表に掲げる場所

志願受付場所の名称	志願受付場所の住所
自衛隊三重地方協力本部 電話 059-225-0531	津市桜橋 1 丁目 91
自衛隊三重地方協力本部 四日市地域事務所 電話 059-351-1723	四日市市鶴の森 1 丁目 14-11 阿部ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 津募集案内所 電話 059-224-4324	津市丸之内 26-8 津合同庁舎 4 階
自衛隊三重地方協力本部 伊勢地域事務所 電話 0596-23-3880	伊勢市神久 2 丁目 1-58 角屋ビル 2 階
自衛隊三重地方協力本部 伊賀地域事務所 電話 0595-21-6720	伊賀市緑ヶ丘本町 1507-3 伊賀上野地方合同庁舎 2 階
自衛隊三重地方協力本部 熊野地域事務所 電話 0597-85-2214	熊野市井戸町 802-13

(2) 各市役所及び各町役場

6 その他

新型コロナウイルス感染拡大防止等により、自衛官候補生の採用試験を延期又は中止する場合があります。

三重県告示第 229 号

農産物検査法（昭和 26 年法律第 144 号）第 17 条第 7 項の規定により、次のとおり地域登録検査機関の登録事項の変更の届出がありましたので、同条第 9 項の規定により公示します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 登録年月日及び登録番号

平成 14 年 7 月 19 日 第 7 号

2 地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地
多気郡農業協同組合	代表理事組合長 西井 正	多気郡明和町斎宮 1831 番地の 21

3 変更内容

農産物検査員の追加

氏名	農産物の種類	証明書番号
川合 孝典	もみ、玄米、小麦、大豆	K242022585
岩垣 元也	もみ、玄米、小麦、大豆	K242022586

三重県告示第 230 号

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 170 条第 3 項の規定により、次のとおり認可しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

宮川漁業協同組合

伊勢市佐八町 1720-4

三重内共第 15 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和4年5月22日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年4月13日

---

**三重県告示第 231 号**

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和4年4月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

長瀬太郎生川漁業協同組合

名張市長瀬 1475 番地

三重内共第 10 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和4年5月22日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年4月13日

---

**三重県告示第 232 号**

次の組合の内水面における第五種共同漁業権の免許に係る遊漁規則の一部変更認可については、漁業法（昭和24年法律第267号）第170条第3項の規定により、次のとおり認可しました。

令和4年4月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 漁業権者の名称及び住所並びに漁業権の免許番号

大内山川漁業協同組合

度会郡大紀町崎 2167

三重内共第 17 号

2 遊漁規則の変更内容

次のとおり

「次」は省略し、三重県農林水産部水産資源管理課に備え置いて、告示の日から令和4年5月22日まで縦覧に供します。

3 変更後の遊漁規則の施行の日

令和4年4月13日

---

**三重県告示第 233 号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による届出に対して同法第8条第1項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第3項の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）一号館小牧店

四日市市小牧町字栗林 2751 番地 21

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項



店舗近隣には、下野小学校、西朝明中学校があり、また、八郷西小学校の校区にも隣接している。児童生徒の通学路の一部及び日常生活における行動範囲が、来客車両経路及び業者車両経路と重複していることから、来客、業者に対して車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排気ガスや騒音の軽減に努めること。

イ 搬入車両の入庫作業と荷捌きは、早朝・深夜に行わないこと。

ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

エ 騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）の騒音及び振動関係の届出が必要な場合、当該敷地境界において基準を遵守すること。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 当該店舗増築計画については、周辺の地元自治会をはじめ、地域住民に広く周知すること。

イ この計画により周辺住民の生活において生じると考えられる諸問題等については、早急に対応策を地元と協議しその解決をはかること。

ウ 3,000 ㎡以上の土地の形質変更を行う場合は、土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号）第 4 条第 1 項の規定に基づき、形質変更に着手する 30 日前までに「一定規模以上の土地の形質の変更届出書」（様式第 6）を四日市市環境部環境保全課に提出するとともに、三重県生活環境の保全に関する条例第 72 条の 2 の規定に基づき、土地履歴等の調査を行うこと。

エ 環境関連法令等に該当する施設を設置する場合には事前に届出が必要となるため、予め四日市市環境部環境保全課と協議すること。

オ 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等にご協力をいただきたい。

カ 四日市市商工農水部商業労政課青少年育成室の補導員等が街頭パトロール巡回の際はご理解とご協力をいただきたい。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 4 年 4 月 22 日から同年 8 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

---

三重県告示第 234 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により四日市市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

AOKI 四日市生桑店・三洋堂書店四日市生桑店

四日市市生桑町字榎下 201 番 1 ほか 4 筆

2 四日市市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

店舗近隣には、三重小学校、大池中学校があり、児童生徒の通学路の一部及び日常生活における行動範囲が、来客車両経路及び業務車両経路と重複していることから、来客、業者に対して車両にて走行する際の安全確保を十分に行うこと。

(2) 騒音の発生に係る事項

ア 来店車両、搬入車両等のアイドリング禁止等を徹底し、駐車場から発生する排気ガスや騒音の軽減に努めること。

イ 搬入車両の入庫作業と荷捌きは、苦情等が発生しないように配慮して行うこと。

ウ 実際に苦情が発生した際には、真摯に対応を行うこと。

(3) 廃棄物に係る事項

事業活動によって生じた廃棄物は、事業者自らの責任において、適正に処理すること。なお、四日市市クリーンセンターへ搬入できる廃棄物は、一般廃棄物のみであり、搬入する場合は、廃棄物搬入許可の必要の有無について、予め四日市市環境部生活環境課廃棄物対策室に確認すること。

(4) その他の事項

ア 青少年の健全育成のため、青少年のみまもり活動等にご協力をいただきたい。

イ 四日市市商工農水部商業労政課青少年育成室の補導員等が街頭パトロール巡回の際はご理解とご協力をいただきたい。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年4月22日から同年8月22日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 235 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出（新設の届出）に対して同法第 8 条第 1 項の規定によりいなべ市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

コメリハード&グリーンいなべ店

いなべ市北勢町阿下喜落合 3533 番ほか

2 いなべ市から聴取した意見

(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア いなべ市環境保全条例（平成 15 年いなべ市条例第 105 号）第 4 条に基づき、環境保全に係る届出書を、必要書類を添付したうえで提出すること。

イ 三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年三重県条例第 7 号）第 23 条に基づき、騒音又は振動に係る指定施設届が必要になる場合は、届出書を提出すること。

(2) その他の事項

土木工事中に文化財が発見された場合は、工事を中止し、いなべ市教育委員会生涯学習課に届出後その指示に従うこと。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和4年4月22日から同年5月23日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

三重県告示第 236 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

1 道路の種類 県道

2 路線名 四日市多度線

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員	メートル	延長	メートル
-----	------	-------	------	----	------

桑名市多度町猪飼字沢地 1887 番 2 地先から 桑名市多度町猪飼字沢地 1881 番 2 地先まで	旧	14.1~15.5	37.6
	新	14.1~24.7	37.6

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 御衣野北猪飼線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
桑名市多度町力尾字八反田 416 番 5 地先から 桑名市多度町力尾字八反田 412 番 4 地先まで	旧	8.6~11.8	71.5
	新	8.6~26.8	71.5

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 平野亀山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
亀山市田村町字鶯ヶ尾 704 番地先から 亀山市田村町字鶯ヶ尾 652 番 9 地先まで	旧	16.0~30.0	231.0
	新	16.0~24.0	231.0

三重県告示第 237 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。  
 なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。  
 令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一見勝之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 四日市多度線	桑名市多度町猪飼字沢地 1887 番 2 地先から 桑名市多度町猪飼字沢地 1881 番 2 地先まで	令和 4 年 4 月 22 日
県道 御衣野北猪飼線	桑名市多度町力尾字八反田 416 番 5 地先から 桑名市多度町力尾字八反田 412 番 4 地先まで	令和 4 年 4 月 22 日

三重県告示第 238 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 63 条第 1 項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可しましたので、同条第 2 項において準用する同法第 62 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり告示します。  
 令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一見勝之

- 1 施行者の名称  
川越町
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
四日市都市計画下水道事業  
流域関連川越町公共下水道
- 3 事業施行期間  
昭和 53 年 10 月 5 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
変更なし
  - (2) 使用の部分  
変更なし

三重県告示第 239 号

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条第 1 項の規定により、熊野市において次のとおり特定計量器（質量計）の定期検査を実施します（ひょう量 500 k g を超えるはかりを除く。）。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

実 施 の 期 日		実 施 の 場 所
令和 4 年 6 月 7 日 (火)	午後 1 時 30 分から 午後 3 時まで	熊野市紀和コミュニティセンター
令和 4 年 6 月 8 日 (水)	午前 9 時から 午前 10 時まで	熊野市桃崎生活改善センター
令和 4 年 6 月 8 日 (水)	午前 11 時から 午前 11 時 30 分まで	熊野市役所育生出張所
令和 4 年 6 月 9 日 (木)	午前 9 時から 午前 10 時まで	熊野市新鹿公民館
令和 4 年 6 月 9 日 (木)	午前 11 時 30 分から 正午まで	熊野漁業協同組合二木島支所
令和 4 年 6 月 9 日 (木)	午後 1 時 30 分から 午後 2 時 30 分まで	遊木漁民センター
令和 4 年 6 月 10 日 (金)	午前 9 時 30 分から 午前 10 時 30 分まで	熊野市役所飛鳥出張所
令和 4 年 6 月 13 日 (月)	午後 1 時から 午後 2 時 30 分まで	熊野市久生屋公民館
令和 4 年 6 月 14 日 (火)	午前 9 時 30 分から 午前 11 時 30 分まで	熊野市有馬第二公民館
令和 4 年 6 月 14 日 (火)	午後 1 時 30 分から 午後 4 時まで	三重県熊野庁舎
令和 4 年 6 月 15 日 (水)	午前 9 時から 午前 11 時 30 分まで	熊野商工会議所
令和 4 年 6 月 15 日 (水)	午後 1 時から	電気式はかり所在場所
令和 4 年 6 月 16 日 (木)	午前 9 時から	電気式はかり所在場所
令和 4 年 6 月 17 日 (金)	午前 9 時から	電気式はかり所在場所

公安委告示

**三重県公安委員会告示第 10 号**

警備業法（昭和 47 年法律第 117 号。以下「法」といいます。）第 22 条第 2 項第 1 号に規定する警備員指導教育責任者講習（以下「講習」といいます。）を次のとおり実施しますので、警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和 58 年国家公安委員会規則第 2 号。以下「講習規則」といいます。）第 2 条の規定により告示します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県公安委員会委員長 種 橋 潤 治

1 実施する講習

- (1) 法第 22 条第 2 項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は講習規則第 7 条に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書（以下「指導教育責任者資格者証等」といいます。）の交付を受けていない者に対して行う講習（以下「新規取得講習」といいます。）
- (2) 講習規則第 6 条に規定する講習（以下「追加取得講習」といいます。）

2 実施期日及び実施場所

(1) 実施期日

警備業務の区分	講習の区分	実施期日	講習時間	受講定員
法第 2 条第 1 項第 1 号に規定する警備業務（以下「施設警備業務」といいます。）	新規取得講習	令和 4 年 12 月 12 日（月）から同月 22 日（木）までのうち、三重県の休日を定める条例（平成元年三重県条例第 2 号）第 1 条第 1 項各号に掲げる休日及び火曜日（以下「休日等」といいます。）を除く 7 日間	午前 9 時から 午後 5 時まで （追加取得講習の初日は午	計 40 人

	追加取得講習	令和4年12月16日(金)から同月22日(木)までの休日等を除く4日間	後1時から	
法第2条第1項第2号に規定する警備業務(以下「雑踏・交通誘導警備業務」といいます。)	新規取得講習	令和4年6月13日(月)から同月22日(水)までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで(追加取得講習の初日は午後1時から)	計40人
	追加取得講習	令和4年6月17日(金)から同月22日(水)までのうち休日等を除く3日間		
法第2条第1項第3号に規定する警備業務(以下「運搬警備業務」といいます。)	新規取得講習	令和4年8月15日(月)から同月24日(水)までのうち休日等を除く6日間	午前9時から午後5時まで(追加取得講習の初日は午後1時から)	計40人
	追加取得講習	令和4年8月19日(金)から同月24日(水)までのうち休日等を除く3日間		

(2) 実施場所

三重県津市島崎町143番地6  
津市勤労者福祉センター(サン・ワーク津)

3 受講対象者

(1) 新規取得講習

受講対象者は、受講申込時において、次のいずれかに該当する者としてします。

- ア 最近5年間に受講しようとする警備業務(以下「当該警備業務」といいます。)の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- イ 警備員等の検定等に関する規則(平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」といいます。)第4条に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る法第23条第4項の合格証明書(以下「合格証明書」といいます。)の交付を受けている者
- ウ 検定規則第4条に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限ります。)に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- エ 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則(昭和61年国家公安委員会規則第5号。以下「旧検定規則」といいます。)第1条第2項に規定する1級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限ります。)に合格した者
- オ 旧検定規則第1条第2項に規定する2級の検定(当該警備業務の区分に係るものに限ります。)に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

(2) 追加取得講習

受講対象者は、受講申込時において、当該警備業務の区分以外の指導教育責任者資格者証等の交付を受けている者であって、(1)アからオまでのいずれかに該当するものとしてします。

4 受講申込手続等

(1) 提出書類

次に掲げる書類を各1通提出してください。

- ア 講習規則別記様式第1号の警備員指導教育責任者講習受講申込書(写真(申込書提出の日6か月以内に撮影した無帽、無背景の縦の長さ3.0センチメートル、横の長さ2.4センチメートルのもの)を貼付したもの)
- イ 3の受講対象者に該当することを疎明する書面
  - (ア) 3(1)アに該当する者
    - 当該警備業務の区分に係る警備業務に従事していたことを疎明する警備業者等の作成に係る書面(以下「警備業務従事証明書」といいます。)及び履歴書
  - (イ) 3(1)イに該当する者
    - 3(1)イに掲げる合格証明書の写し
  - (ウ) 3(1)ウに該当する者
    - 3(1)ウに掲げる合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
  - (エ) 3(1)エに該当する者
    - 3(1)エに掲げる1級の検定に係る合格証の写し
  - (オ) 3(1)オに該当する者

3(1)オに掲げる2級の検定に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

(カ) 3(2)に該当する者

現に交付を受けている指導教育責任者資格者証等の写し及び(ア)から(オ)までのいずれかの書面

(2) 受講申込書の配布場所

三重県内の警察署生活安全課（大台警察署、熊野警察署及び紀宝警察署については、生活安全刑事課。以下同じ。）

(3) 受講申込書の受付期間

警備業務の区分	受付期間
施設警備業務	令和4年11月8日（火）から同月11日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
雑踏・交通誘導警備業務	令和4年5月17日（火）から同月20日（金）までの午前8時30分から午後5時まで
運搬警備業務	令和4年7月12日（火）から同月15日（金）までの午前8時30分から午後5時まで

受付は、定員になり次第締め切ります。

(4) 受講申込書の受付場所

三重県内の警察署生活安全課（郵送及び電話による受付は行っておりません。）

5 講習手数料

警備業務の区分	講習の区分	講習手数料
施設警備業務	新規取得講習	47,000円
	追加取得講習	23,000円
雑踏・交通誘導警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円
運搬警備業務	新規取得講習	38,000円
	追加取得講習	14,000円

講習手数料は、受講申込書の提出時に三重県収入証紙により納入してください。

なお、既納の講習手数料は、還付しません。

6 講習初日の受付時間

(1) 新規取得講習

午前8時45分から午前9時までとします。

(2) 追加取得講習

午後0時45分から午後1時までとします。

7 講習業務の委託

講習は、三重県津市島崎町275番地所在の一般社団法人三重県警備業協会に委託して実施します。

8 その他

(1) 講習終了後、修了考査を行い、講習に係る事項を修得したと認められる者に対し、講習修了証明書を交付します。

(2) 受講時に、筆記用具を持参してください。

(3) 実施場所ではマスクを着用してください。

(4) 実施場所の受付で検温を行い、体温が37度5分以上の場合は受講を断ります。この場合でも既納の申請手数料は、還付しません。

(5) 不明な点があれば、三重県警察本部生活安全部生活安全企画課（電話059-222-0110 内線3023）又は三重県内の警察署生活安全課へ問い合わせてください。

公 告

機構から申請があった農用地利用配分計画を次のとおり認可しました。

令和4年4月22日

三重県知事 一見勝之

1 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所の所在する市町村名	
株式会社 小林農産	多気郡明和町	伊勢市小俣町湯田 1233-1 ほか7筆

2 農用地利用配分計画の認可日

令和4年4月22日

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の就任の届出がありました。

令和4年4月22日

三重県知事 一見勝之

須賀井土地改良区（松阪市嬉野権現前町 423 番地 2）

就任監事

松阪市嬉野新屋庄町 51 番地

前田 昭 明

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年4月22日

三重県知事 一見勝之

八王子土地改良区（四日市市八王子町 260 番地 1）

退任監事

四日市市八王子町 1370 番地 1

小林 利 春

〃 〃 2120 番地 1

豊田 誠 一

就任監事

四日市市八王子町 1370 番地 1

小林 利 春

〃 〃 400 番地

小林 重 治

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和4年4月22日

三重県知事 一見勝之

有滝土地改良区（伊勢市有滝町 2638 番地）

退任理事

伊勢市有滝町 531 番地

高橋 猛 和

〃 〃 269 番地

宮本 銀 博

〃 〃 2066 番地

中西 正 平

〃 〃 281 番地 1

松岡 春 美

〃 〃 2028 番地

三宅 順

退任監事

伊勢市有滝町 239 番地 2

中西 茂

〃 〃 2247 番地 6

三宅 清 嗣

就任理事

伊勢市有滝町 269 番地

宮本 銀 博

〃 〃 2066 番地

中西 正 平

〃 〃 281 番地 1

松岡 春 美

〃 〃 2028 番地

三宅 順

伊勢市有滝町 239 番地 2	中 西 茂
就任監事	
伊勢市有滝町 2247 番地 6	三 宅 清 嗣
"    "    266 番地 1	藤 原 均

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

松阪東黒部土地改良区（松阪市東黒部町 628 番地 3）

退任理事

松阪市蓮花寺町 36 番地	神 部 明 和
"    柿木原町 160 番地	浅 沼 豊 司
"    土古路町 372 番地	西 川 和 美
"    出間町 54 番地	三 宅 均
"    大垣内町 58 番地	来 光 努
"    神守町 33 番地	川 俣 英 二
"    牛草町 81 番地 2	西 浦 佳 史
"    乙部町 190 番地	飯 田 健 一
"    東黒部町 317 番地	中 西 英 夫
"    "    442 番地 18	松 葉 たつ子
"    柿木原町 2 番地 4	鈴 木 雅 博
"    東黒部町 553 番地	竹 守 伸 一
"    "    603 番地	金 谷 良 隆
"    "    1008 番地	幸 治 泰 洋
"    "    993 番地	中 西 裕 之

退任監事

松阪市出間町 52 番地 1	神 戸 正 二
"    垣内田町 148 番地	西 原 久 雄
"    東黒部町 301 番地	中 里 義 明

就任理事

松阪市蓮花寺町 36 番地	神 部 明 和
"    柿木原町 214 番地	浅 沼 信 幸
"    土古路町 364 番地	西 尾 委 師
"    出間町 56 番地 1	三 宅 範 男
"    大垣内町 59 番地	来 光 秀 一
"    神守町 27 番地	西 口 信 夫
"    牛草町 12 番地 6	西 浦 幸 保
"    乙部町 186 番地	森 下 幹 也
"    東黒部町 329 番地	山 西 浩 之
"    "    379 番地	松 葉 一 揮
"    "    573 番地	川 村 満
"    "    553 番地	竹 守 伸 一
"    "    597 番地 5	北 村 光 行
"    "    498 番地	鈴 木 重 身
"    "    1020 番地 1	鈴 木 克 己

就任監事

松阪市柿木原町 180 番地	浅 沼 孝 也
"    垣内田町 148 番地	西 原 久 雄
"    東黒部町 296 番地	三 好 昭 夫



土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

上野土地改良区（伊賀市平野山之下 380 番 5）

退任理事

伊賀市小田町 36

中 森 伸 正

就任理事

伊賀市小田町 3 番地 1

山 本 哲 生

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

三郷井堰土地改良区（伊賀市三田 986 番地の 1）

退任理事

伊賀市山神 525

稲 森 俊 治

〃 大谷 771

山 本 憲 一

〃 三田 1583

坂 尻 征 三

〃 〃 1126

中 矢 裕 丈

〃 〃 1906-1

百 南 實

〃 野間 291

瀧 輝 夫

〃 東高倉 257

前 則 幸

〃 〃 1234

西 山 映

〃 〃 1998

森 田 幸 典

退任監事

伊賀市山神 697

松 田 忍

〃 三田 1115

苗 村 利 幸

〃 東高倉 1132-2

田 中 栄 司

就任理事

伊賀市山神 625

福 増 圭 三

〃 大谷 757

池 田 茂 利

〃 三田 1507

中 尾 友 彦

〃 〃 1123

亀 石 敏 昭

〃 〃 1157

川 本 哲

〃 野間 347-1

東 山 理

〃 東高倉 2779-1

中 川 正 巳

〃 〃 1114

上 山 活 徳

〃 〃 1234

西 山 映

〃 〃 1331-1

川 上 浩

就任監事

伊賀市大谷 771

山 本 憲 一

〃 野間 250

辻 誠 司

〃 東高倉 1080

竹 岡 美奈子

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、久居市風早池土地改良区（津市久居明神町 2404 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、市場土地改良区（四日市市場町 1629 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、松阪西黒部土地改良区（松阪市高須町 4649 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、三雲用水土地改良区（松阪市曾原町 878 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

---

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、仁田土地改良区（多気郡多気町仁田 384 番地）の定款の変更を認可しました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

---

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 25 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
  - 2 作業地域  
四日市市西大鐘町
- 

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 2 項の規定により、次の公共測量が令和 4 年 3 月 25 日に終了した旨、四日市市長から通知がありました。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 作業種類  
公共測量（3 級基準点測量）
- 2 作業地域  
四日市市平尾町

### 特定調達公告

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 12 条の規定により公告します。

令和 4 年 4 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 特定役務の名称 三重県情報ネットワークにおけるインターネットデータセンターの使用
- 2 担当部局 津市広明町 13 番地  
三重県デジタル社会推進局デジタル改革推進課

3	契約の相手方を決定した日	令和4年3月23日
4	契約の相手方	三重県津市あいつ台四丁目7番地1 株式会社ケーブルコモンネット三重 代表取締役 田村 欣也
5	契約金額	40,968,400円（うち消費税及び地方消費税 3,724,400円）
6	決定手続	随意契約
7	随意契約の理由	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第2号に該当

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県企業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成7年三重県企業庁管理規程第9号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県企業庁長 山口 武 美

1	特定役務の名称	三重県企業庁財務会計システム構築及び運用保守業務
2	担当部局	三重県津市広明町13番地 三重県企業庁財務管理課
3	落札者決定日	令和4年4月6日
4	落札者	福井県坂井市丸岡町熊堂第3号7番地1-13 三谷コンピュータ株式会社 代表取締役社長 後 淳也
5	落札金額	入札価格 29,500,000円 契約金額 32,450,000円
6	決定手続	総合評価一般競争入札
7	入札公告日	令和4年2月18日

次のとおり落札者を決定しましたので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成11年三重県病院事業庁管理規程第15号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県病院事業庁長 長 崎 敬 之

1	特定役務の名称	三重県立こころの医療センター 医事電算システム再構築及び運用保守業務委託
2	担当部局	三重県津市城山1丁目12-1 三重県立こころの医療センター運営調整部医事会計課
3	落札者決定日	令和4年3月25日
4	落札者	三重県津市桜橋2丁目177番地3 株式会社ミエデンシステムソリューション 代表取締役 平岡 光一
5	落札金額	入札価格 33,000,000円 契約金額 36,300,000円
6	決定手続	総合評価方式による一般競争入札
7	入札公告日	令和4年2月4日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1	特定役務の名称	令和4年度三重県立特別支援学校北勢きらら学園スクールバス運行業務
2	担当部局	津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3	落札者決定日	令和4年3月8日
4	落札者	三重県津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 竹谷 賢一
5	落札金額	入札価格 28,800,000円

	契約金額 31,680,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年1月18日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 特定役務の名称	令和4年度三重県立特別支援学校西日野にじ学園スクールバス運行業務
2 担当部局	津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3 落札者決定日	令和4年3月8日
4 落札者	三重県津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 竹谷 賢一
5 落札金額	入札価格 28,320,000 円 契約金額 31,152,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年1月18日

次のとおり落札者を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

1 特定役務の名称	令和4年度三重県立杉の子特別支援学校スクールバス運行業務
2 担当部局	津市広明町13番地 三重県教育委員会事務局特別支援教育課
3 落札者決定日	令和4年3月8日
4 落札者	三重県津市中央1番1号 三重交通株式会社 取締役社長 竹谷 賢一
5 落札金額	入札価格 23,400,000 円 契約金額 25,740,000 円
6 決定手続	一般競争入札
7 入札公告日	令和4年1月18日

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県警察本部長 佐 野 朋 毅

- 1 入札に付する事項
  - (1) 購入物品及び数量  
三重県警察中小システム統合サーバ賃貸借  
※ 納入、調整、運用保守等の諸経費を含む。
  - (2) 契約の特質等  
賃貸借物品の性能に関し、本件調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 納入及び引渡期限  
令和4年11月30日（水）
  - (4) 履行場所（納入場所）  
三重県警察本部警務部情報管理課
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
  - (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 32 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

(2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

4 入札参加者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書を令和 4 年 5 月 13 日（金）15 時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては 5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)の書類を提出してください。(2)、(3)は、新型コロナウイルスの影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出ができない場合は、申立書を提出（FAX可）してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請書（第1号様式）
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その 3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去 6 月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 納入業者及びメンテナンスサービス体制表
- (5) 機能確認書（別紙様式 2）

※ 機器確認に 3~4 週間を要する見込みのため落札決定までに相当の期間がかかります。

5 入札手続等に関する事項

(1) 担当部局

〒514-8514 三重県津市栄町一丁目 100 番地  
三重県警察本部警務部会計課調達係 担当 久原  
電話 059-222-0110（内線）2261 ファクシミリ 059-226-9917

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班システム担当  
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和 4 年 6 月 6 日（月）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和 4 年 5 月 30 日（月）17 時までに本システム上で通知を行います。

## ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和4年5月30日（月）17時までに通知書を発送します。

## (6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和4年6月6日（月）15時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を朱書きの上、津塔世橋郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和4年6月6日（月）15時まで

なお、入札書につきましては、郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考えて投函してください。

※ 入札書が、入札書提出の締切日時までに確実に届くかどうかを、投函前に郵便局で確認してください。

送付先

〒514-0004 三重県津市栄町一丁目 850 番地

宛 先 津塔世橋郵便局留め

受 取 三重県警察本部警務部会計課調達係

案件名 三重県警察中小システム統合サーバ賃貸借

## (7) 開札の日時及び場所

日時 令和4年6月6日（月）15時15分

場所 三重県津市栄町一丁目 100 番地

三重県警察本部警務部会計課

## (8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

なお、入札保証金の納付が必要な場合は、競争入札参加資格の結果を通知する際に別途連絡します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、規則第65条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第71条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

## 6 その他

## (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が1者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Lease Contract of Mie Prefectural Police Integrated Server For Small and Medium-Sized System.

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 3:00 P.M. on Monday, June 6, 2022.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office 3:00 P.M. on Monday, June 6, 2022.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:15 P.M. on Monday, June 6, 2022.

(4) Managing Authority:

Finance Division, Police Administration Department, Mie Prefectural Police Headquarters

1-100 Sakae-machi, Tsu city, Mie Prefecture, Japan Post code: 514-8514

Tel. 059-222-0110 (EXT. 2261)

Fax. 059-226-9917

次のとおり随意契約の相手方を決定しましたので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第12条の規定により公告します。

令和4年4月22日

三重県警察本部長 佐野 朋 毅

1	物品等の名称及び数量	ICカード運転免許証作成に係る消耗品の購入（単価契約）	
2	担 当 部 局	三重県津市栄町1丁目100番地 三重県警察本部警務部会計課調達係	
3	契約の相手方を決定した日	令和4年3月31日	
4	契 約 の 相 手 方	神奈川県川崎市川崎区駅前本町12番地1 東芝自動機器システムサービス株式会社第一事業部 第一事業部長 原 弘樹	
5	契約金額（単価、税抜き）	ICカード基体新規用カード（緑）	100,000 円

ICカード基体一般用カード（青）	100,000 円
ICカード基体優良用カード（金）	100,000 円
ICカード基体運転経歴証明書用カード（銀）	200,000 円
インクリボン（イエロー）	30,000 円
インクリボン（マゼンタ）	30,000 円
インクリボン（シアン）	30,000 円
インクリボン（ブラック）	15,000 円
UVCRリボン（保護膜）	33,000 円
オーバーコートリボン	42,000 円
暗証番号等印字専用紙	1,500 円

6 決 定 手 続

随意契約

7 随 意 契 約 の 理 由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号に該当



---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---